3　伐採後の造林の計画

⑴　造林の方法別の造林面積等の計画

造　林　面　積（A＋B＋C＋D）	ha
人工造林による面積（A＋B）	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積（C＋D）	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

⑵　造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林（植栽・人工播種）			ha	本
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）				
５年後において適確な更新がなされない場合				

⑶　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4　備考

注意事項

1　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2　伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

4　森林の所在場所ごとに記載すること。

5　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

6　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

7　伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

8　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（〇～〇）」のように記載すること。

9　伐採の期間が１年を超える場合においては、２の伐採の計画を年次別に記載すること。

10　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

11　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

12　天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。

13　造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

14　樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

15　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。

16　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長
金成町津久毛字小迫原岸八〇九番一から同市金成町津久毛字小迫荒崎三九番まで	一一五・八メートル	一三三・三メートル	八・八メートル	〇・六キロメートル
	五五・八メートル	四八・九メートル	八・八メートル	六六メートル
	一三三・三メートル	五五・八メートル	八・八メートル	六六メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	町栗原市金成小迫津久毛字小迫原岸八〇九番一から同市金成小迫荒崎三九番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十二日

○関東地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百九十四号横須賀都市計画道路事業三・三・四号久里浜田浦線及び三・五・一号横須賀葉山線

三　事業施行期間　自平成五年十二月九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし　使用の部分　変更なし